

■ 東大和市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業に係るQ&A

番号	Q	A	備考
1	本事業の目的は何ですか？	経済的な理由により自宅に家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)を設置していない、または現に設置しているエアコンが故障等により使用できない低所得世帯に対し、エアコンの購入および設置に要する費用を補助する事業を実施することにより、夏季における熱中症による健康被害の予防を図るとともに、必要に応じ生活相談を行い、支援機関へつなぐことを目的としております。	
2	補助金の対象外となる費用は？	エアコン購入に係る見積作成料、延長保証料及び電池等消耗品費は、補助対象に含まれません。エアコンを購入する際は、上記やその他にどのような費用がかかるかを事前に販売事業者とご相談ください。	
3	現地調査は写真での対応はできないか？	本事業においては、エアコンを購入する前に、エアコンを設置する予定の住宅に伺い、販売事業者が実施する訪問調査を受けなければならないと規定しておりますが、写真(申請世帯から販売事業者へ提出)での確認をした結果、販売事業者がチェックリストを責任もって記入していただければ、写真対応は可能とします。	
4	故障の場合は10年以上のエアコンのみか？	故障(原則として通電不可の状態に限る。)している場合は、製造年から設計標準使用期間の10年を超過していることが条件です。	
5	申請者が行う工事については？	本事業については、申請者がエアコンの設置工事を行った場合、当該設置工事に要した費用は、補助対象に含まないものとしております。	
6	上記請求書類は、持参か？郵送か？	どちらも可とする予定です。また、持参・郵送先については、4月13日以降、本事業のコールセンター兼受付窓口を設置いたしますので、こちらに持参または郵送願います。(東大和市役所生活福祉課での受付ではありませんので、ご承知おきください)	
7	生活保護の世帯のみ本体価格78,000円以下なのか？	生活保護受給者の方については、ケースワーカーにご相談ください。(本事業はあくまで令和7年度住民税非課税の世帯が対象です)	
8	振込頻度についてはどの程度か？	請求件数の混雑具合によると考えますが、可能な限り早く、また、一定件数を取りまとめて入金することになると想定しております。	
9	エアコン購入等に家電量販店等で付与されるポイント等を利用した場合、その金額は補助の対象してよいのか？	例えば、市における助成上限額が10万円の場合であっても、エアコン購入費等が10万円であり、量販店が付与するポイント等により、店頭にて1万円が割引された場合は、申請者が実際に支払った9万円が補助対象となります。	

10	個別ケースに判断が迷ったときはどうしたらよいか？	市役所担当者まで問い合わせください。	
11	(親子などで)同居しているが、世帯は分離している。非課税証明書を2世帯分提出すれば、2台購入できるか？	世帯分離していても居宅内で同一の空間を共有していることから、原則に基づき1世帯当たり1台となります。ただし、2世帯住宅のように住居が分かれているような場合は、各々の非課税世帯で1台ずつ補助対象といたします。	令和8年4月14日追加
12	非課税証明書の住所は昨年のものであり、現在の住所(市内)と異なる場合、申請できないのか？	住民票をお取りいただき、非課税証明書と併せて申請してください。住民票にて転居の事実が確認できることを条件に受け付けます。	令和8年4月22日追加
13	非課税証明書など、本事業で必要となった証明書の提出はコピーで代用できないか？	原本の提出をお願いいたします。なお、証明書については、原則、取得後3か月以内のものをご提出願います。	令和8年4月22日追加

※Q&Aについては、随時更新してまいります